

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	障害者福祉(障害者手帳)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函南町は、障害者福祉(障害者手帳)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県田方郡函南町長

## 公表日

平成29年6月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉(障害者手帳)に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法の規定に基づき、申請書の受理、システムへの入力、静岡県へ申請書・診断書等の進達、身体障害者手帳審査結果の受理等の事務を行う。 ①身体障害者手帳の交付申請書の受理 ②特定個人情報ファイルへ申請者情報を入力 ③静岡県へ申請書・診断書等の進達 ④静岡県より身体障害者手帳の審査結果を受理 ⑤特定個人情報ファイルへ身体障害者手帳の審査結果を入力 ⑥申請者へ身体障害者手帳の結果を交付(身体障害者手帳の交付) ⑦転入元・転出先への身体障害者手帳情報の照会 ⑧資格喪失時に特定個人情報ファイルの喪失情報を入力 ⑨返還された身体障害者手帳を静岡県へ返還
③システムの名称	障害者台帳管理システム 障害福祉サービス支給管理システム 番号連携サーバ(MICJET) 行政基本システム(ProbonoWeb)
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第11項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)16,27,28,31,54,55,56の2,57,79,106,116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生部福祉課
②所属長	福祉課長 杉山 浩巳
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	函南町役場 厚生部福祉課 〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井717番地の13
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	函南町役場 厚生部福祉課 〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井717番地の13 055-979-8127

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

